

発議案第 31 号

被災者生活再建支援法を抜本的に改正するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 7 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	三 田 登
	同	伊 原 忠

## 提案理由

国に対し、被災者生活再建支援法を抜本的に改正するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 被災者生活再建支援法を抜本的に改正するよう求める意見書

本年7月、西日本を中心にした記録的な豪雨により、土砂災害、河川の氾濫などが多発し、死者は200人を超え、避難者は約4,400人という甚大な被害をもたらした。被災地では、35度を超える酷暑の中、懸命に復旧作業が行われ、住民とボランティア、救援隊は、熱中症や台風による二次被害の危険と向き合いながら作業に当たっている。

避難生活の中で、高齢者や乳幼児の体調不良も心配されており、飲料水や食料の確保、冷房設備などを整備し健康を守る万全の措置が求められている。国が災害救助法に基づき、地方自治体へ迅速かつ積極的な対応をすることを切に願うものである。

被災者が安心・安全に暮らすための仮設住宅の整備が、進み始めている。同時に、自宅の再建を望む住民も多いと言われている。しかし、大規模な災害時に適用される被災者生活再建支援法は、支給される金額が少なく、適用される対象も狭いため被害の実情に見合っていないことが、災害のたびに問題になってきたものである。被災者生活再建支援法を根本的に見直して、「半壊」なども対象にし、支援金を現行の最大300万円から少なくとも500万円に引き上げるよう改善が必要である。そのためには、「個人の財産被害は補償しない」とする姿勢から脱却し、被災者の切実な要望に応え、それまでの地域社会が維持できるよう配慮した、被災者生活再建支援法へと改善すべきである。

よって、本市議会は国に対し、被災者生活再建支援法を抜本的に改正するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

特 命 担 当 大 臣 様

財 務 大 臣 様